

身体的拘束を最小化するための指針

医療法人社団有信会
呉記念病院

1、身体的拘束最小化に関する基本的考え方

保険指定基準の身体的拘束禁止規定

当院入院中にあたっては、当該患者又は他の患者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他患者の行動を制限する行為を行ってはならない

緊急・やむを得ない場合の3原則

- ① 切迫性：患者本人又は、他の患者等の生命又は身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
 - ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
 - ③ 一時性：身体拘束その他の拘束が一時的なものであること
- *身体的拘束を行う場合には、以上3つの要件を全て満たすことが必要である

2、抑制検討委員会その他施設内の組織に関する事項

「身体的拘束最小化チーム」を設置し、抑制委員会と併せて検討会議を行う

身体的拘束最小化チーム構成

医師

看護師

その他必要に応じて多職種が携わる

委員会は毎月1回開催し、次のことを検討する

- (1) 高齢者虐待・身体的拘束等に関する規定及びマニュアル等の見直し
- (2) 発生した身体的拘束の状況、手続き、方法について検討し、適正に行われているかを確認する
- (3) 虐待の兆候がある場合には慎重に調査し、検討及び対策を講じる

(4) 教育研修の企画・実施

(5) 日常的ケアを見直し、患者に対して人として尊厳のあるケアが行なわれているかを検討する

委員会での結果は職員掲示板に掲示するなど周知徹底する

3、職員研修に関する基本方針。

・新人採用時には、事故発生防止・虐待防止と併せて身体的拘束の適正化に関する研修を随時実施する。

・年間教育研修計画に基づき、年間2回の身体的拘束の適正化に関する教育を行う

4、身体拘束発生時の報告・対応に関する基本方針

(1) やむを得ず身体的拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）

本人または他の患者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施する

・「緊急やむを得ない場合」に該当するかの判断は基本個人的判断で行わない

・本人や家族に対して、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める

・緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合についても「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。

この場合、実際に身体的拘束を一時的に解除して状況を観察するなどの対応をとること

(2) 記録、集計、分析、評価

・専用の様式を用いて、その態様及び時間・日々の心身の状態等の観察・やむを得なかった理由などを記録し報告する

・委員会委に於いて、報告された事例を集計し発生時の状況等を分析する

・発生原因、結果等を取りまとめ当該事例の適正化と適正化策を検討する

・身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討、評価する

・報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底する

・記録は保持する

5、身体的拘束に関する記録義務

・緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様および時間、その際の本人の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない

・記録には、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとにその記録を加えるとともに、その情報を開示し、職員間、家族等関係者の間で情報を共有する

6、身体拘束最小化に向けた各職種の責務及び役割

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチからチームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する

7、その他の身体的拘束最小化推進のために必要な基本方針

身体拘束をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点に留意し、十分に議論し共有認識をもって取り組む必要がある

- ・マンパワー不足を理由に安易に身体拘束をしていないか
- ・事故発生時の法的責任回避のために安易に身体拘束をしていないか
- ・認知症高齢者であることを理由に身体拘束をしていないか
- ・転倒すれば大けがをする等の先入観のみで安易に身体拘束をしていないか
- ・サービス提供のなかで、本当に緊急やむを得ない場合のみ身体拘束を必要と判断しているか。本当に他の方法はないか

8、当該指針の閲覧について

身体拘束廃止に関する指針は、求めに応じて閲覧できるようにする。また、ホームページに掲載し患者、家族、職員等がいつでも自由に閲覧できるようにする。

【5つの基本的ケアを徹底する】

- ① 起きる … 人は重力がかかることにより覚醒する
起きることを助けることは人間らしさを追求する第一歩である
- ② 食べる … 食べることは人にとって楽しみ、生き甲斐であり、脱水予防、感染予防にもなる 食べることはケアの基本である
- ③ 排泄する … おむつに排泄物が付着したままでは、不快感からのおむついじり等の行為につながる
- ④ 清潔にする… 清潔にすることで本人も快適であり、周囲もケアしやすくなり人間関係も良好になる
- ⑤ 活動する … 様々な刺激はその人らしさを追求するうえで大切な要素である
*より良いケアの実現を目指すには、「言葉による拘束」にも配慮する必要がある

附 則)

1. 本規程は、令和2年4月1日から実施する。
2. 本規定は、令和6年5月1日から実施する。